

## 郷土誌の訪問販売業者に対する業務改善指示について

埼玉県は、12月14日付けで、郷土誌の訪問販売業者に対し、特定商取引法に基づく業務改善指示を行いました。

この事業者は、「〇町の〇周年記念で高齢者を対象に取材しています。郷土の記念誌を作っているのので、話を聞かせてもらえますか。」などと告げて消費者宅を訪問。

取材と称して、消費者から、地域の歴史、消費者個人の生い立ち、趣味、地域での役職などについて、1時間から2時間程度の時間をかけて聴き取りを行い、最後に、有償の書籍「郷土の礎」（きょうどのいしずえ）の販売である旨及び消費者個人の掲載について勧誘し、その価格（6万8千円）を告げていました。

消費者は、取材と称した長時間の聴き取りが行われた後で、断りにくい状況となり、仕方なく契約を締結していました。

認定した違反行為は、勧誘目的の不明示、不備書面交付、迷惑勧誘です。

### ●行政処分の概要

#### 1 被処分事業者

- (1) 屋号 郷土新報社こと山口 勲（個人事業）
- (2) 所在地 東京本部 東京都渋谷区渋谷2-7-1 4 V O R T 青山5F  
富山事務所 富山県富山市小原屋136
- (3) 代表者 山口 勲
- (4) 業務内容 訪問販売（郷土誌の販売）

#### 2 違反行為の内容

- (1) 勧誘目的の不明示（特定商取引法第3条）  
事業者は、消費者宅を訪問した際に、「〇町の〇周年記念で高齢者を対象に取材しています。郷土の記念誌を作っているのので、話を聞かせてもらえますか。」などと告げるのみで、有償の郷土誌の販売について勧誘する目的である旨を明らかにしていませんでした。
- (2) 不備書面交付（特定商取引法第5条第1項）  
事業者は、契約の内容を明らかにする書面に、代金の支払方法、商品の引渡時期、販売業者の氏名及び契約解除に関する定めについて法令の定めるところを記載していませんでした。
- (3) 迷惑勧誘（特定商取引法第7条第1項第5号、同法施行規則第7条第1号）  
事業者は、郷土誌の取材と称して長時間の聴き取りを行った後で、有償の書籍の販売である旨及び消費者個人の掲載について勧誘し、その価格を告げており、消費者が断りにくい方法で勧誘していました。

### **3 業務改善指示の内容**

- (1) 訪問販売をしようとするときは、その勧誘に先立って、その相手方に対し、販売業者の氏名、売買契約の締結について勧誘する目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類を告げること。
- (2) 訪問販売に係る売買契約の締結に当たっては、代金の支払方法、商品の引渡時期、販売業者の氏名等法令に定める事項を記載した書面を消費者に交付すること。
- (3) 訪問販売に係る売買契約の締結について、迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘しないこと。

### **4 今後の対応**

- (1) 指示に対する改善措置について県に報告させます。
- (2) 指示に従わない場合には、特定商取引法第71条の規定により、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。